

(作成日：平成 17 年 6 月 2 日)
(最終更新日：令和 7 年 4 月 1 日)

マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、マレーシア向け輸出畜水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マレーシア向け輸出畜水産食品：マレーシアに輸出される人の食用に供する動物の肉（牛肉を除く。）及び臓器（牛由来のものを除く。）並びにエビ、カニ及びそれらの加工品（エビにあっては、乾燥又は調味したものを除く。）
- (2) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (3) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 証明書：マレーシア向け輸出畜水産食品のための衛生証明書
- (5) 輸出者：マレーシア向け輸出畜水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (6) 地方農政局等：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局
- (7) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関

3 証明書の発行

(1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、マレーシア向け輸出畜水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、規制対策グループ及び地方農政局等は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式 1（1 輸出畜水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ 登録検査機関の試験成績書の結果が、別添 2 に掲げる各基準に適合すること。

(2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、マレーシア向け輸出畜水産食品について、輸出を行うごと及び個別

食品ごとに、別紙様式 1 に以下の①から⑥までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、申請先へ申請すること。当該申請先は、と畜場、食肉処理場若しくは製造所（輸入食品にあつてはマレーシア向け輸出畜水産食品を最終保管する保管施設）の所在する都道府県を管轄する地方農政局等（別表参照）又は規制対策グループとする。なお、③の船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 1（1 輸出畜水産食品の詳細）の内容が確認できるもののみの提出でよい。電子メールによる申請を行うときは、別添 1 によること。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
- ④ 別添 2 に示す基準に適合することが確認できる、登録検査機関が発行した検査成績書の写し（天然由来のエビ、カニ及びそれらの加工品の場合は不要）
- ⑤ 当該食品が、輸入食品（輸入食品を原料とする場合を含む。）の場合には、当該食品の輸入の際に厚生労働省検疫所が発行している食品等輸入届出済証の写し及び当該届出をした際の食品等輸入届出書の写し
- ⑥ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

イ 規制対策グループ又は地方農政局等は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式 2 により証明書原本を交付する。

ウ 規制対策グループ又は地方農政局等は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 規制対策グループ及び地方農政局等は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

（3）証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式 3 の取消願を、発行を申請した規制対策グループ又は地方農政局等に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式 3 の取消願とともに、発行を受けた規制対策グループ又は地方農政局等に返却すること。この場合において、規制対策グループ又は地方農政局等は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

（4）証明書発行の停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課の意見

を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

4 その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する畜水産食品に該当するか等判断が困難なときは、事前にマレーシア政府に確認をすること。

(2) 輸出者自らの衛生管理について

輸出者は、マレーシアの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、マレーシア向け輸出畜水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、マレーシア向け輸出畜水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 違反した輸出畜水産食品等に対する対応

規制対策グループは、マレーシアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をマレーシア政府から受けるなど、マレーシア向け輸出畜水産食品に問題が発生したときは、輸出者への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、規制対策グループは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

(4) マレーシア政府との協議

規制対策グループは、(3)に定めるもののほか、マレーシア政府からの連絡等があったときは、マレーシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(別表)

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

(別添 1)

電子メールによる証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を規制対策グループ又は地方農政局等宛てに提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について規制対策グループ又は地方農政局等とあらかじめ調整すること。
- (3) 証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別添 2)

食品区分毎に検査が必要な残留動物用医薬品リスト及びその基準値等について

1 残留動物用医薬品リスト及びその基準値

以下の食品区分毎に定められた残留動物用医薬品が、それぞれの検出限界以下の性能を有する試験法で分析したとき、検出されてはならない。

(1) 食肉及びその内臓

β アゴニスト及びその塩……………1.0 μ g/kg (ppb)

①Clenbuterol

②Salbutamol

③Terbutaline

(2) 食鳥肉及びその内臓

ニトロフラン類及びその代謝物……………1.0 μ g/kg (ppb)

①AOZ : Furazolidone 代謝物 (例 3-amino-2-oxazolidinone)

②AMOX : Furaltadone 代謝物 (例 3-amino-5-morpholinomethyl-2-oxazolidinone)

③AHD : Nitrofurantion 代謝物 (例 1-aminohydantoin)

④SEM : Nitrofurazone 代謝物 (例 semicarbazide)

(3) エビ及びカニ

クロラムフェニコール……………0.3 μ g/kg (ppb)

2 サンプルング

採取量及び試験方法については、以下に定める基準等に従い実施するよう、登録検査機関に対し指示すること。

(1) 開梱基準

申請品目毎に1ロットとし、1ロットの梱包数 (N) に応じて、以下に示す開梱数 (n) を目安とする。

1 ロットの梱包数 (N)	開梱数 (n)
$N \leq 150$	3
$151 \leq N \leq 1,200$	5
$N \geq 1,201$	8

※ 1 ロットの梱包数が3に満たない場合は、開梱数 (n) は1とする

(2) 採取量及び試験方法

登録検査機関が定める方法。